

私たちの周りの川や湖をさらにきれいにするためには

非特定汚染源対策

を進めることが必要です。



我が国では、公共用水域の水質保全のため、水質汚濁防止法による工場・事業場の排水規制、下水道整備の推進等による対策が行われてきました。また、湖沼、内湾等の閉鎖性水域については、湖沼水質保全特別措置法の制定、総量規制の実施など特別な水質改善対策が進められてきました。

しかしながら、湖沼等の閉鎖性水域においては、富栄養化など水質汚濁が依然として深刻な状況にあることから、産業系・生活系を中心とした特定汚染源の負荷削減対策に加えて、市街地、農地、山林等の非特定汚染源からの汚濁負荷に対しても対策を強化することが課題となっています。

浜松市